

波田漁業協同組合 内共第4号第5種共同漁業権 遊漁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、波田漁業協同組合が免許を受けた、内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に漁場という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（うぐい・かじか・にじます・やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、竿釣、さで網及びたも網による遊漁の場合には口頭で、投網、やすの場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
4. 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次のア欄に掲げる区間において、イ欄の魚種を対象とした遊漁は、ウ欄の漁具漁法により、エ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア. 区間	イ. 魚種	ウ. 漁具・漁法	エ. 統計又は規模
梓川本流	うぐい・かじか・ にじます・やまめ・ いわな	竿 釣	1人 1本
		さで網・たも網・投網	網目 12ミリメートル以上 1人 1統
		やす	1人 1統
梓川支流	"	竿 釣	1人 1本

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内ではなければならない。

ただし、梓川の当沢合流点から上流黒川合流点までの梓川本流については、かじかに

については5月16日から9月30日まで、その他の魚種については3月1日から9月30日までとする。

ア. 魚種	イ. 期間
にじます・やまめ・いわな	2月16日から9月30日まで
うぐい	周年
かじか	5月16日から翌年2月末日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア. 区域	イ. 期間
梓川 松本市安曇の梓川頭首工から 上流150メートル下流150メートルに至る区域	周年
釜沢 松本市梓川の釜沢橋から 上流300メートル下流100メートルに至る区域	周年
梓川 松本市梓川の中部電力梓発電所の排水路東端から 梓川本流の合流点までの区域	周年

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 大きさ
にじます・やまめ・いわな	全長15センチメートル
うぐい	全長10センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 竿釣・さで網・たも網・投網・やすによる遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
うぐい かじか にじます やまめ いわな	1日	1,100円
	1年	4,400円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣・さで網・たも網・投網・やすによる遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
小学生以下の者	無料
中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額

2. 遊漁料の納付は、当組合が指定し公示した場所においてしなければならない。

ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。この場合において、現場付加金1,000円を納めるものとする。

①松本市波田10098 波田漁業協同組合 (事務所)

②前号のほか、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号に規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なうことがある。

2. 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1. この規則は、令和6年(2024年)1月1日から施行する。

(行政庁の認可日：令和5年(2023年)12月1日)

別記 様式第1号 遊漁承認証

表

遊漁承認証	
No. _____	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	住所
	氏名 殿 才
1. 承認期間	月 日 ~ 月 日迄
2. 魚種	
3. 漁具漁法	
4. 遊漁区域	当組合の管理区域
5. 遊漁料	円
6. 発行年月日	年 月 日
発行者	波田漁業協同組合 取扱者

裏

注意事項	
1. 常にこの承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、提示すること。	
2. 遊漁の際は漁場監視員の指示に従うこと。	
3. 遊漁の際は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないこと。	
4. 遊漁区間 梓川梓橋橋台上流端から上流梓川と黒川の合流点までとし、島々谷川を除く本流。 支流については、竿釣のみとする。	
5. 禁止区域 梓川 松本市安曇の梓川頭首工から上流 150 メートル下流 150 メートルに至る 区域 釜沢 松本市梓川の釜沢橋から上流 300 メートル下流 100 メートルに至る 区域 梓川 松本市梓川の中部電力梓発電所の排水路東端から梓川本流の合流点までの区域	

別記 様式第2号 漁場監視員証

漁場監視員証	
No. _____	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
住所	
氏名	殿 才
1. 有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2. 発行年月日	年 月 日
発行者	波田漁業協同組合 取扱者